

乙第77号証の4

事 務 連 絡

平成 29 年 11 月 8 日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について

DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等について、基本的な考え方を「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（平成29年7月13日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）及び同月14日付け同事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」（以下「7月事務連絡」という。）によりお知らせしたところですが、下記のとおり不開示コード等の設定を要する場合の留意事項について整理しましたのでお知らせします。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して周知されますようお願いいたします。

記

1 マイナポータルの情報提供等記録の表示内容の変更について

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応については7月事務連絡でお示ししたとおりであるが、副本未登録や提供の求めの有効期間経過等のエラーが発生して情報提供が行われなかった場合に、情報提供者において該当の個人に不開示フラグを設定していても、不開示である旨が情報提供等記録に反映されない事象が把握された。このため、正常に特定個人情報の提供が完了しなかった情報提供等記録については、マイナポータルでは一律表示しないこととして平成29年10月23日に対応したところである。

なお、対応の詳細については別添資料を参照されたい。

2 書面での開示請求を受けた場合の対応について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）又は各地方公共団体の個人情報保護条例等に基づき、書面で情報提供等記録の開示請求がなされた場合には、当該開示請求の対象となる情報提供等記録が、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステム運営主体の3者において、各機関が把握しているDV・虐待等被害者の居住地につながる情報などの不開示情報に該当するか否かを相互に確認の上、必要に応じてマスキングをして対応する必要がある。その際の具体的な手順等は、以下を参考とされたい。

① 開示請求を受けた機関は、自らの保有する当該開示請求の対象となる情報提供等記録（以下「開

示請求対象記録」という。)について、不開示コードが設定されているかどうかを確認の上、不開示情報に該当する部分にマスキングする。

(注) その際、例えば DV・虐待等被害者本人からの開示請求であれば不開示情報に該当しない場合もあるなど、不開示コードの設定趣旨に照らして改めてマスキングする対象を判断すること。

- ② 開示請求を受けた機関は、①の作業を行った後、開示請求対象記録に係る他の情報照会者、情報提供者又は情報提供ネットワークシステム運営主体に対して必ず③以下の確認を依頼する。

(注) その際、開示請求対象記録が複数ある場合であって、情報照会者又は情報提供者が複数にまたがる場合には、それぞれの機関に係る開示請求対象記録のみ確認を依頼するべきものであり、当該機関と関係のない開示請求対象記録の確認を依頼しないこと。

- ③ ②の依頼を受けた機関は、確認の対象となる情報提供等記録(以下「確認対象記録」という。)について、当該確認対象記録の処理通番を用いて、自らの保有する情報提供等記録の中から当該確認対象記録及び当該確認対象記録に係る個人を特定する。

- ④ ②の依頼を受けた機関は、③により特定された情報提供等記録に不開示コードが設定されているかどうか、また、該当の個人に係る情報提供等記録を不開示とすべき事由が存在する(情報提供者が不開示該当フラグを設定している等により DV・虐待等被害者の保護対象として把握している)かどうかを確認の上、不開示情報に該当する部分及びその理由を、開示請求を受けた機関に返送する。

- ⑤ ③の確認を行った結果新たに不開示情報に該当する部分が判明した場合、開示請求を受けた機関において、当該結果を踏まえて、改めて他の開示請求対象記録にも不開示情報が含まれないか確認する。

- ⑥ ⑤の結果、当該他の開示請求対象記録に新たに不開示情報に該当すると判断される部分が合った場合には、開示請求を受けた機関は、改めて②に準じて確認を依頼する。

3 7月事務連絡に係る補足について

(1) 設定対象者及び庁内での情報共有の徹底について

不開示コード等を設定する対象者については、7月事務連絡別紙の1. のとおり、住民基本台帳事務における DV 等支援措置(以下「住基 DV 等支援措置」という。)の対象者であるか否かを問わず、例えば、避難先市町村に住民票を移せていないが、当該避難先市町村から、行政サービスの提供を受けている者など、住民票を移していない DV・虐待等被害者を含むものであるが、その中でも、特に住基 DV 等支援措置の対象者については、住所情報を秘匿する必要がある者と考えられるため、確実に設定対象者とする。

また、設定対象者に係る情報については、各機関内において各情報連携事務所管課に対して共有し、もれなく不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグを設定すること。

なお、この措置は、加害者のマイナポータルからの秘匿の観点からも、DV・虐待等被害者自身のマイナンバーカードの取得や、マイナンバーの変更の有無に関わらず設定が必要であること。

(2) 都道府県における対応等について

都道府県においては住基 DV 等支援措置の対象者に係る情報を保有していないことが通例であ

るなど、市町村に比して DV・虐待等被害者に係る情報を得る機会が少ないが、特に、都道府県間又は国等機関・都道府県間での情報連携を行う事務において申請等を受け付ける際に、申請様式等に「住民基本台帳制度における支援措置の対象者である等、マイナンバー制度における情報連携の記録を不開示としたい」か否かを確認する欄を設ける、DV・虐待等被害者について申出を促す注意喚起を庁内に掲示する等により、必要な方には申出につながる対応を検討すること。また、市町村においても、必要に応じて上記の対応を検討すること。

なお、DV・虐待等被害者から各行政機関への申出が適切になされるよう、DV・虐待関係相談窓口を所管する部局に対し、マイナンバー制度における不開示措置の周知を依頼しているところである。

以上

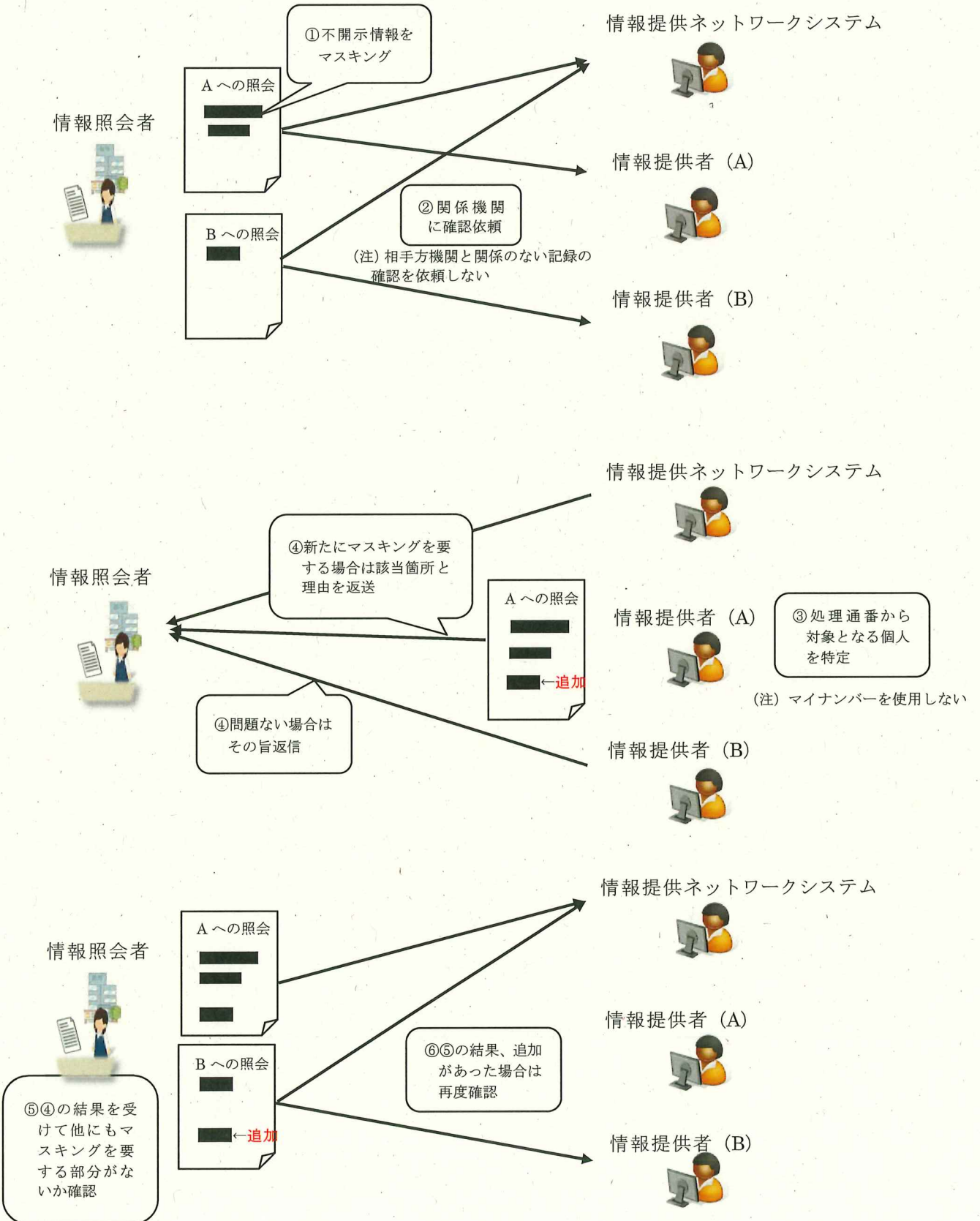
(問い合わせ先)

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480.3479](tel:03-6441-3480.3479) (直通)

(参考1) 書面による開示請求に係る対応フロー図 (2 関係)

情報照会が複数機関 (A、B) にわたる場合で、情報照会者が開示請求を受けた場合



(参考2) 申請書等におけるDV・虐待等被害者の申出意思確認等の様式例(3(2)関係)

① チェックボックスによる対応例(各申請様式等に以下の記載を追加)

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のチェックボックスを記入してください。□

※ 記入いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

② 別途の用紙による確認例(各申請様式とは別途の用紙を準備)

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能ですので、希望される方は本用紙を窓口にお持ちください。

※ いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

③ 庁内の掲示による対応例

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能ですので、希望される方はその旨を窓口にお申出ください。

※ お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

【修正前10/23以前】

提供要求状況の確認

これまでに要求した、やりとり履歴の提供状況の一覧です。
 期間（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日）のリンクをクリックすると個々のやりとり履歴の内容が表示されます。
 一覧を最新の状態に更新する場合は、「再読込」ボタンをクリックしてください。

提供要求状況一覧 再読込

要求日時	期間	要求者	状況	提供状況	選択
2017年6月1日 11:47	2017年5月2日から 2017年6月1日	Huser101	閲覧可能	すべて提供	<input type="checkbox"/>
2017年5月19日 12:40	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧可能	一部提供、一部 提供不可	<input type="checkbox"/>
2017年5月19日 11:51	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧不可	すべて提供不可	<input type="checkbox"/>

【修正後（10/23から開始）】

提供要求状況の確認

これまでに要求した、やりとり履歴の提供状況の一覧です。
 期間（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日）のリンクをクリックすると個々のやりとり履歴の内容が表示されます。
 一覧を最新の状態に更新する場合は、「再読込」ボタンをクリックしてください。

提供要求状況一覧 再読込

要求日時	期間	要求者	状況	選択
2017年6月1日 11:47	2017年5月2日から 2017年6月1日	Huser101	閲覧可能	<input type="checkbox"/>
2017年5月19日 12:40	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧可能	<input type="checkbox"/>
2017年5月19日 11:51	2017年4月20日から 2017年5月19日	Huser101	閲覧対象なし	<input type="checkbox"/>

「提供状況」は列ごと削除。

検索対象期間に、開示対象のやりとり履歴が存在する場合は、「閲覧可能」と表示する。

「閲覧不可」という状況はなくし、エラーの場合は、一律「閲覧対象なし」とする。（赤枠のとおり）

ここをクリックしたら
次ページの画面へ

副本未登録の場合のやりとり履歴画面サンプル（10/23以前）

マイナポータル

現在位置 [メインメニュー](#) > [やりとり履歴](#) > [提供要求状況の確認](#) > [やりとり履歴の提供について](#) > [やりとり履歴一覧](#) > [やりとり履歴詳細](#)

画面番号:C-08

やりとり履歴詳細

整理番号	10000000000201001-20160623000000-001001-01
状況	提供不可 (情報なし) 提供依頼した特定個人情報が存在しないことが理由で、情報提供が不可となりました。
やりとり履歴受信日時	2017年9月6日 16:07:49
照会日時	2015年10月1日 0:00:00
照会機関	〇〇市
情報照会者部署名	情報提供等記録開示システムならびにマイナンバーに関する相談を受け付ける課
提供日時	2015年10月1日 23:59:59
提供機関	△△町
事務	自己情報表示事務
事務手続	自己情報表示事務手続
やりとりされた情報の名称	<input type="checkbox"/> 地方税法子の他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
法第21条第2項各号の該当	非該当

上記のやりとりされた情報に関して、現在の情報の内容を確認することができます。以下の「あなたの情報を確認」ボタンをクリックしてください。

[前の画面へ](#) [あなたの情報を確認](#)

マイナポータル

100%

エラー発生時のやりとり履歴の提供画面サンプル（10/23以降対応）

提供要求状況の確認画面の「期間」をクリック後（「閲覧対象なし」の場合）

マイナポータル

● メインメニュー ● 使い方 ● よくある質問 ● お問い合わせ ログアウト

ようこそ マイナ父さん

画面番号:C-06

現在位置 メインメニュー > やりとり履歴 > 提供要求状況の確認 > 提供要求状況の詳細

提供要求状況の詳細

整理番号：0030099000011700-20170310120217-002d6a-01

やりとり履歴の提供要求について、指定する期間に該当するやりとり履歴がありませんでした。

「詳細」は表示しない。

マイナポータルの機能

- あなたの情報
- やりとり履歴
- お知らせ
- 操作履歴
- アカウント情報変更
- もっとつながる
- 代理人メニュー

前の画面へ

マイナポータル

個人情報保護 利用規約 動作環境 アクセシビリティ

Copyright © Cabinet Office, Government of Japan. All rights Reserved.